

購入する際は、交通機関の定期券発売所に次のものを提出してください。

- ・学生証
- ・通学証明書（所属学部等の担当係又は学生センターの担当窓口で交付）
- ・通学定期券購入申込書（交通機関の定期券発売所で交付）

※「通学証明書」の交付を受けるには、証明書自動発行機で「通学証明書交付願」を発行し、必要事項を記入の上、所属学部等の担当係又は学生センターの担当窓口へ提出してください。

ただし、交通機関によっては、各交通機関所定の「通学証明書」を必要とする場合がありますので、所属学部等の学生担当係で証明を受けてください。

b. 就学学舎以外の場所に通学する場合

実習で就学学舎と異なる場所へ通学する場合、「実習用通学定期乗車券」を購入することができますが、購入にあたっては、その都度、当該交通機関の承諾を受ける必要がありますので、事前に所属学部等の学生担当係へ申し出てください。（大学から当該交通機関への申請は実習開始日の概ね1ヶ月前までとなっています。）

c. 通学定期乗車券が無効となる場合

次の場合は、通学定期乗車券が無効となり、3倍に相当する普通運賃・増運賃を徴収されるだけでなく、大学が通学定期乗車券発行停止の措置を受ける可能性もあり、多くの学生に影響を及ぼしかねないので、不正な購入・使用は絶対に行わないようにしてください。

- ア 使用資格、氏名、年令、通学区間等を偽って購入し、使用したとき
- イ 通学定期乗車券の券面表示事項を消し、又は改変して使用したとき
- ウ 使用資格喪失後使用したとき
- エ 有効期間の開始前又は終了後に使用したとき
- オ 学生証を携帯していないとき
- カ 区間の連続していない2枚以上の通学定期乗車券、又は、通学定期乗車券と普通乗車券や回数乗車券を使用して、中間無札乗車（キセル乗車）をしたとき
- キ その他不正使用をしたとき

*「通学証明書」の有効期間は1ヶ月間です。

ハ. 証明書自動発行機で交付しない証明書等

推薦書及び提出機関が指定する様式の各種証明書が必要なときは、所属学部等で所定の証明書発行（交付）願により申込み、交付を受けてください。

ただし、申込日から発行まで時間がかかりますので、所属学部等の指示に従ってください。

健康診断証明書の発行については、保健管理センターで行います。（30ページ参照）

ハ. 証明書自動発行機により交付する証明書等

通学証明書交付願、学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）、在学証明書（和文・英文）、卒業（修了）見込証明書（和文・英文）、学業成績証明書（和文・英文）、仮受験票【※注】については「証明書自動発行機」で交付していますので、『学生証』を通し、画面表示に従い操作を行ってください。

証明書自動発行機を使用する際には、学生証とパスワードの入力が必要です。パスワードについては所属学部等のガイダンス等で説明しますが、わからない場合には所属学部等の担当係に照会してください。

【※注】仮受験票交付については、画面表示に従い操作を行ってください。

証明書自動発行機稼働時間一覧

設置場所	取扱時間（月～金曜日）
鶴甲第1キャンパス(国際人間科学部) B棟1階ホール内	8:30 ~ 17:15
鶴甲第2キャンパス(国際人間科学部) 本館A棟2階	8:30 ~ 17:15
六甲台 第3学舎1階学生コーナー	8:45 ~ 17:00（月～土曜日）
工学部 玄関1階	8:30 ~ 17:00
農学部 A棟1階 学生ホール内	8:30 ~ 17:00
医学部医学科 学生ホール1階	9:00 ~ 17:00
医学部保健学科 B棟1階	8:30 ~ 18:00 (水・金曜日は19:00まで)
海事科学部 事務棟1階	8:30 ~ 17:15

① 通学証明書交付願

通学定期乗車券の購入に必要な通学証明書の交付を受けるために必要となります。交付願が必要なときは、上記に設置している「証明書自動発行機」で所定の操作を行ってください。

② 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）

学割証は、学生の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的としたものです。

学生（科目等履修生、研究生等の非正規生を除く。）が、JR各社（旅客鉄道会社）を利用して、次の事由で片道100km（営業キロ）を超えて旅行する際に、普通旅客運賃が2割引で利用できます。（JRバス会社や他の鉄道会社等については、事前に各社の窓口を確認してください。）

- ・休暇、所用による帰省
- ・実験実習などの正課の教育活動
- ・学校が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- ・就職又は進学のための受検等
- ・学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- ・傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- ・保護者の旅行への随行

学割証を使用する場合は、学割証の「乗車区間」、「乗車券の種類」を記入し、利用される交通機関の窓口へ申し込んでください。

有効期間は、発行日から3か月間です。

1回の交付は2枚以内で、原則として1人年間15枚まで交付しますので計画的に使用してください。なお、15枚を超えて使用を希望する場合は、所属学部等の教務学生係又は、学生センターの担当窓口へお申出ください。（往復乗車券を購入する場合、学割証は1枚で済みます。）

注意事項

- ア 交付された学割証は、期限切れ又は計画変更等の理由で返却しても再交付は行いません。
- イ 学割証は、記名本人に限って使用できるもので、他人に譲渡し使用させることはできません。
- ウ 学割証で購入した乗車券を、他人に譲渡し使用させることはできません。
- エ 割引乗車券で乗車する際には、学生証を携帯しなければなりません。

上記に違反した場合は、不正使用となり、追徴金を徴収されるだけでなく、神戸大学が発行停止の処分を受けることになり、神戸大学の信用を損なうとともに、多数の学生に迷惑を及ぼすこととなりますので十分注意してください。